

(地Ⅲ67F)

平成17年7月26日

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿



日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

予防接種法施行令の一部を改正する政令について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、予防接種法施行令の一部を改正する政令が、本日閣議決定され、7月29日に公布される予定であることから、厚生労働省健康局結核感染症課より、各都道府県衛生主管部(局)予防接種担当課に対し事務連絡がなされました。改正の概要は下記のとおりであります。

つきましては、本事務連絡をお送りいたしますので、貴会におきましても本件についてご了知いただき、貴会管下関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

改正の概要

予防接種法に基づく定期の予防接種の対象者の見直し(第1条の2の表関係)

(1) 麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者をいずれも次のとおりとする。

ア 第1期の予防接種 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

イ 第2期の予防接種 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

(施行日:平成18年4月1日)

(2) 日本脳炎に係る定期の予防接種の第3期予防接種(14歳以上16歳未満の者)を廃止する。

(施行日:公布の日/平成17年7月29日を予定)

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

事 務 連 絡
平成17年7月26日

各都道府県衛生主管部（局）予防接種担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

予防接種法施行令の一部を改正する政令について

標記政令が、本日閣議決定され、平成17年7月29日に公布される予定です。

日本脳炎に係る定期の予防接種のうち第3期の予防接種の廃止については、公布の日から施行されますので、その旨御留意の上、管下市町村及び関係機関等へ周知願います。

なお、関係通知の制定及び改廃については、追って通知します。

(参考)

改正の概要

予防接種法に基づく定期の予防接種の対象者の見直し（第1条の2の表関係）

（1）麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者をいずれも次のとおりとする。

ア 第1期の予防接種 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

イ 第2期の予防接種 5歳以上7歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

（施行日：平成18年4月1日）

（2）日本脳炎に係る定期の予防接種の第3期予防接種（14歳以上16歳未満の者）を廃止する。

（施行日：公布の日）